

尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

尾鷲市有機農業産地づくり緊急対策事業業務委託

2 契約期間

契約の日から令和8年3月6日（金）まで

3 委託業務の目的

尾鷲市では令和4年3月に「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」をし、「22世紀に向けたサステナブルシティ」を目指して、脱炭素の側面からの地域づくりに向けた取組を推進している。

そこで、尾鷲市において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで有機農業を推進するモデル的先進地区の創出を目的とし、令和4年度に策定した「尾鷲市有機農産地づくり実施計画」のもと、有機農業の定着化に取り組む。

なお、今回の業務委託により、①有機農産物の市場開拓、②有機農産物の新しい活用方法の提案、③有機農業者への伴走型支援、により尾鷲市の農業を持続可能な産業に成長させるとともに、他自治体や企業との広域連携も含めた循環・共生型の地域づくりに寄与することを期待する。

4 業務委託の内容

（1）有機農産物の市場開拓

有機農産物の学校給食導入を推進している他自治体や、オーガニックスーパー、飲食店等との商談機会を創出し、有機農産物を通じた広域的な連携を支援する。商談が成約した場合には、必要に応じて契約手続きや納期調整等のアフターフォローを行う。また、市内の有機農業者を対象に、商談に必要なノウハウに関する勉強会を開催する。

- ・商談機会の設定件数：3件以上

- ・商談ノウハウに関する勉強会の開催回数：3回以上

（2）有機農産物の新たな活用方法の提案

利用可能でありながら廃棄対象となっている落下実や果皮等を活用したアップサイクルの提案や、有機農産物のオフシーズンにも販売可能な加工品の提案を行う。

- ・アップサイクルに関する提案件数：3件以上

- ・オフシーズン向け加工品の提案件数：3件以上

(3) 有機農業者への伴走型支援

市内の有機農業者との面談および(1)(2)の実施過程を通じて、各農業者の課題整理や改善提案等を行う。これに基づき、今後の商談や販売促進に活用可能なPRシートを提案する。PRシートは、農業者ごとに、農業者本人、農産物、加工品の情報をA4用紙1枚以内に整理したものとする。

- ・ BtoB 向け PR シートの作成件数：3 件以上
- ・ BtoC 向け PR シートの作成件数：3 件以上

5 業務実施上の条件

- (1) 業務着手時、業務中、業務完了前等の段階において、業務方針や進捗等を発注者に報告し、意見を反映すること。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。この協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、発注者への成果物の引渡し完了と同時に尾鷲市に移転するものとし、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果品の引渡し完了と同時に発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

6 成果品

(1) 成果品

- ①業務完了報告書（概要版としてA4用紙4～8ページ程度を想定） 1部
 - ②4(1)～(3)の報告書等1式 1部
- 上記①～②は印刷物及び電子データで納品すること（版下や写真、動画などの電子データは、電磁的記録媒体（CD等）に収めること。版下データは、PDF形式及びイラストレーター形式によること。）

(2) 成果品の提出期限

令和8年3月6日（金）

7 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令及び関係ガイドラインを厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は尾鷲市に帰属する。
- (4) 受託者が必要と認める場合には、発注者が事前承認したうえで業務の一部を再委託できるものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

8 お問い合わせ先

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

尾鷲市水産農林課農林振興係

担当：大谷

電話：0597 - 23 - 8224 FAX：0597 - 22 - 9184

E-mail：nougyou@city.owase.lg.jp